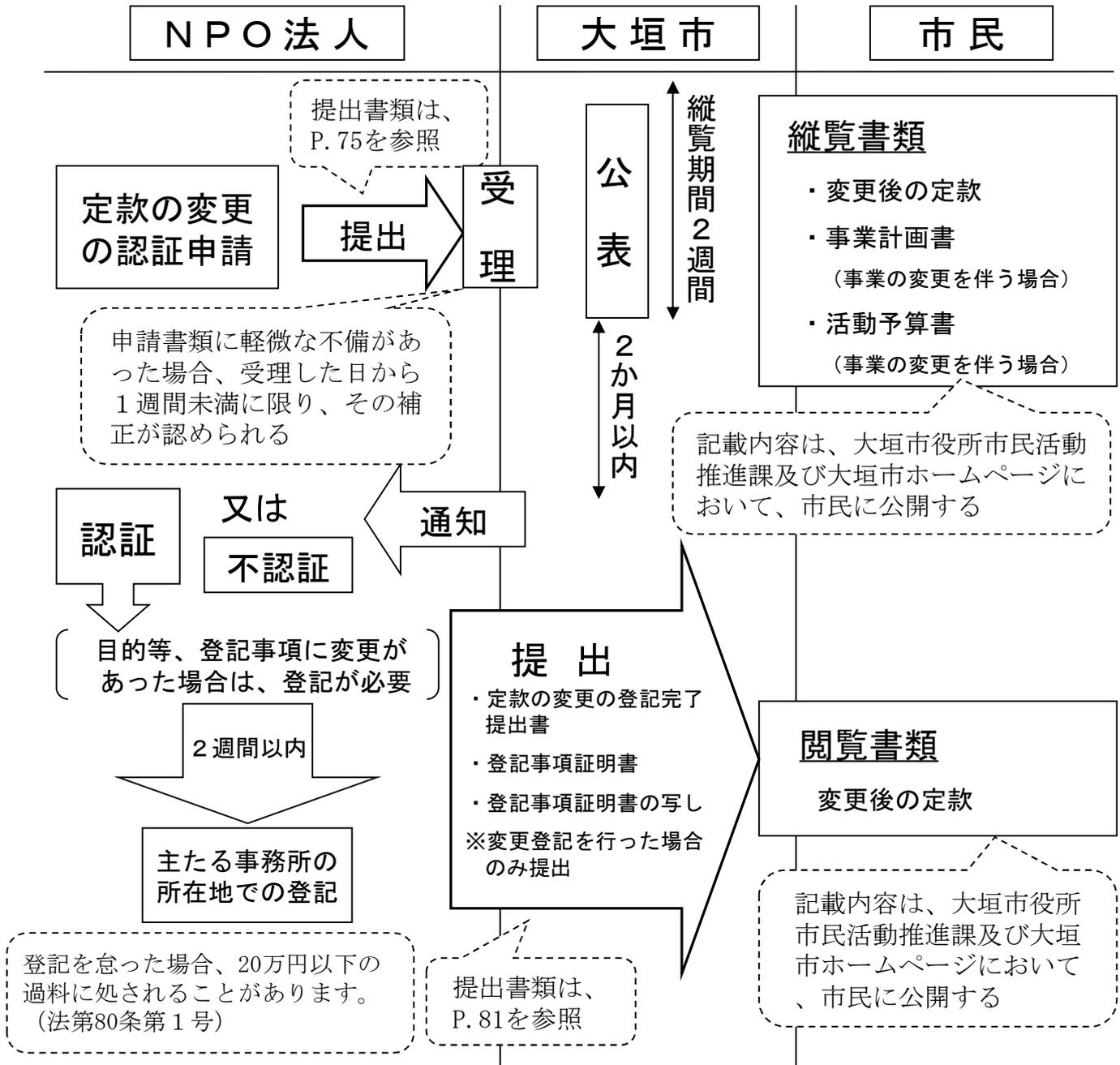


III 定款を変更する時の認証申請・届出

1. 認証申請書の提出が必要な場合のフロー



NPO法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、大垣市長の認証を受ける必要があります(法25③④)。

①目的、②名称、③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類、④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り。)、⑤社員の資格の得喪に関する事項、⑥役員に関する事項(役員の数に係るものを除きます。)、⑦会議に関する事項、⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項、⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限り。)、⑩定款の変更に関する事項

(注)当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含む時は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して大垣市長に提出する必要があります。